

排出ガス測定



工場や事業所からの排出ガスには排出基準が定められているため、測定によって基準を満たしているかを調査する必要があります。

調査の目的

国民の健康の保護・生活環境を保全することを目標に、工場や事業所などから排出される大気汚染物質の量が規制されています。

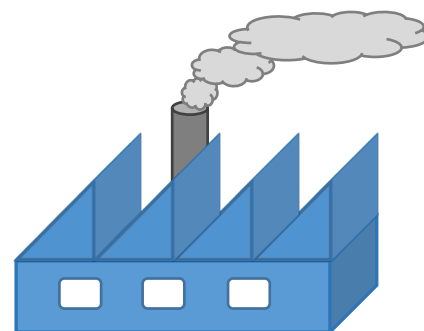
【大気汚染防止法】に基づいたばい煙測定を行い、排出ガスがどれほどの濃度・排出量で、それが基準を満たしているのかを調査しています。

規制項目や基準値は、使用している燃料や燃焼能力などによって変わります。

調査の対象

排出ガス測定の調査対象となる発生源は、ボイラーや焼却炉などのばい煙発生施設です。

ばい煙とは物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（ス）、窒素酸化物などの有害物質のことを指し、一定規模以上のばい煙発生施設は排出ガスを測定する義務があります。



水銀に関する国際条約（水俣条約）による規制強化

平成 30 年 4 月 1 日から、水銀排出施設について排出ガス中の水銀濃度測定が義務付けられました。

【対象施設】

- ① 石炭火力発電所
- ② 産業用石炭燃焼ボイラー
- ③ 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程
- ④ 廃棄物の焼却設備
- ⑤ セメントクリンカーの製造設備

【測定方法】

ガス状水銀・粒子状水銀を各々で採取し、合算値を全水銀濃度として算出します。

規模と種類

例えばボイラーの場合、「バーナーの燃料燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であること」が対象となり、燃料がガスであれば、ばいじん・窒素酸化物が規制対象となります。燃料が重油や灯油であって、硫黄分の排出量が規定以上である場合には、硫黄酸化物も測定対象に加わります。

施設や用途の種類によっても規制対象・基準値が細かく設定されています。

調査の方法

事前に測定対象の規模・種類を調査し規制対象・基準値を確認します。

煙突もしくは煙道の途中にある測定口を開き、燃焼中排ガスの流速・温度ならびに排ガス中の水分量・CO₂・O₂を現地で測定・分析します。同時に、対象となる物質をそれぞれに合わせた方法で採取して、定められた方法で分析し、【計量証明書】によって報告いたします。

測定のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions co.,ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : <https://www.ctiers.co.jp/>

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目 3 番 9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町 4 丁目 1 番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽 6 丁目 5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571